令和７年（2025 年）11 月 28 日発表
北海道総合政策部計画局統計課

2025 年農林業センサス結果（北海道）
ー 農林業経営体調査「概数値」 ー

○ 調査結果の概要【概数値】

１ 農林業経営体

２ 農業経営体

（1） 農業経営体数

（2） 経営耕地面積規模別の農業経営体数

（3） 水稲作付面積規模別の農業経営体数 ※新設

（4） 農産物販売規模別経営体数

（5） 農産物販売金額１位の部門別経営体数

（6） 経営耕地面積

（7） 農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）

（8） 基幹的農業従事者数（個人経営体）

３ 林業経営体

（1）保有山林面積規模別林業経営体の構成割合

○ 統計表【概数値】

○ 調査の概要

調査結果の概要【概数値】

この結果の概要は、あくまでも「概数値」であり、今後公表する「確定値」では数値の変更がある。

1　農林業経営体

令和7年（2025 年）2 月 1 日現在の農林業経営体数は 31,071 経営体となっている。

このうち、農業経営体数は 29,025 経営体で、林業経営体数は 3,018 経営体となった。

また、前回と比べて、農林業経営体が 17.5%、農業経営体が 16.9%、林業経営体が 33.9%、それぞれ減少した。

図1　農林業経営体数（北海道）

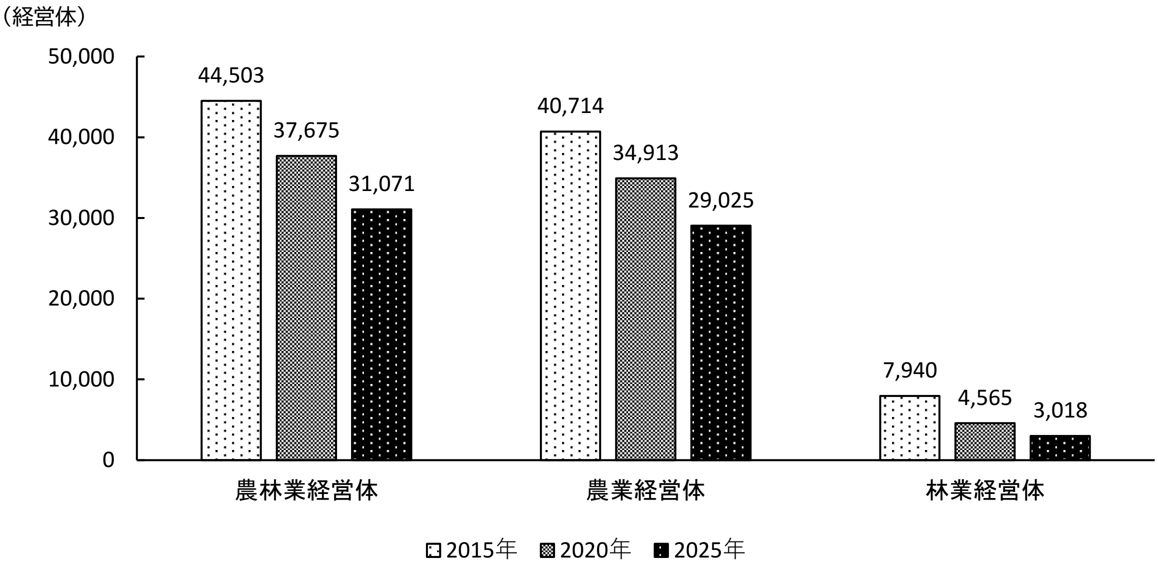

表1　農林業経営体数（北海道）

単位：経営体

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
2015年	44,503	40,714	7,940
2020年	37,675	34,913	4,565
2025年	**31,071**	**29,025**	**3,018**
増減率（％）			
2020年/2015年	△ 15.3	△ 14.2	△ 42.5
2025年/2020年	△ 17.5	△ 16.9	△ 33.9

（注）農業と林業の両方を行っている経営体は、それぞれに計上しているため、農業経営体数と林業経営体数の合計は農林業経営体数と一致しない。

2　農業経営体

(1)農業経営体数

農業経営体のうち、個人経営体は 24,606 経営体で、5 年前に比べ 19.5%減少した一方、団体経営体は 4,419 経営体で 1.7%増加した。

また、団体経営体のうち法人経営体は 4,221 経営体で、5 年前に比べ 4.3%増加した。この結果、団体経営体に占める法人経営体の割合は 95.5%となり、法人化が進んでいる。

表2　農業経営体数(北海道)

単位：経営体

区分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	
				法人経営体
2015年	40,714	36,739	3,975	3,576
2020年	34,913	30,566	4,347	4,047
2025年	**29,025**	**24,606**	**4,419**	**4,221**
増減率（%）				
2020年/2015年	△ 14.2	△ 16.8	9.4	13.2
2025年/2020年	△ 16.9	△ 19.5	1.7	4.3

(2)経営耕地面積規模別の農業経営体数

農業経営体の増減率を経営耕地面積規模別に 5 年前との比較でみると、100ha 以上の層で増加している。

また、経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は 34.5ha で5年前に比べ 14.2%増加した。

図2　経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率

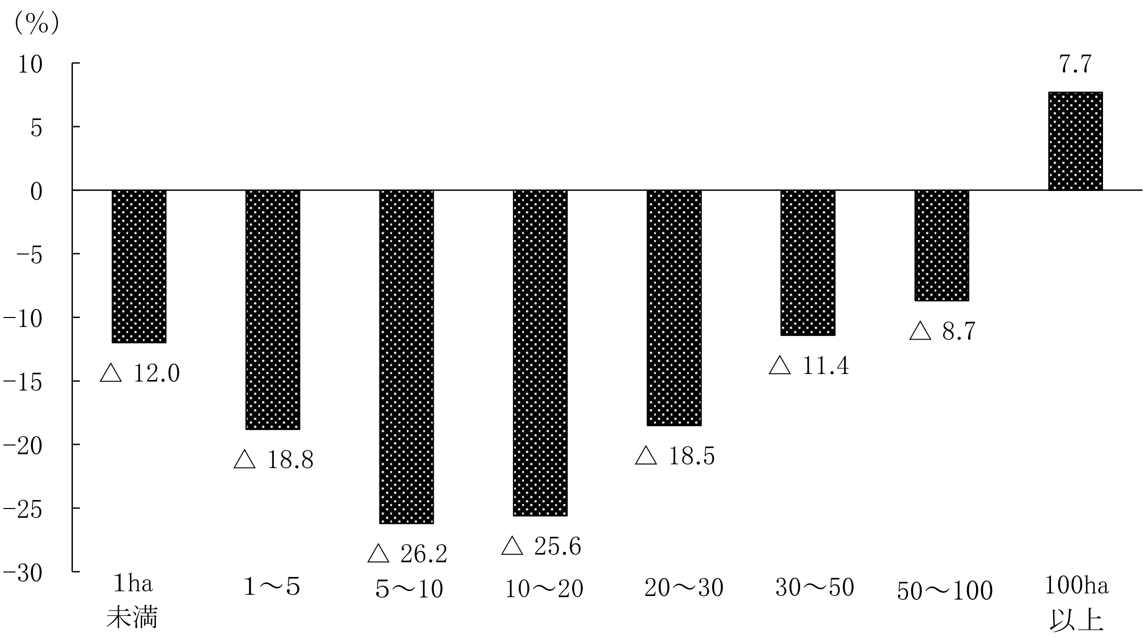

(注)：「1ha 未満」には、経営耕地面積が 0 の客体を含まない。

表3　経営耕地面積規模別農業経営体数

単位：経営体、ha

区分	1ha 未満	1～ 5ha	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100ha 以上	1経営体当たりの 経営耕地面積
2015年	2,810	6,291	5,234	7,963	5,442	6,128	4,584	1,168	26.5
2020年	2,270	4,992	4,080	6,280	4,778	5,848	4,422	1,372	30.2
2025年	**1,998**	**4,056**	**3,013**	**4,672**	**3,896**	**5,179**	**4,039**	**1,478**	**34.5**
構成比（%）									単位：%
2015年	7.1	15.9	13.2	20.1	13.7	15.5	11.6	2.9	－
2020年	6.7	14.7	12.0	18.4	14.0	17.2	13.0	4.0	－
2025年	7.1	14.3	10.6	16.5	13.8	18.3	14.3	5.2	－
増減率（%）									単位：%
2020年/2015年	△ 19.2	△ 20.6	△ 22.0	△ 21.1	△ 12.2	△ 4.6	△ 3.5	17.5	14.0
2025年/2020年	△ 12.0	△ 18.8	△ 26.2	△ 25.6	△ 18.5	△ 11.4	△ 8.7	7.7	14.2

(注)：「1ha 未満」には、経営耕地面積が 0 の客体を含まない。

農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、50ha 以上の農業経営体が 59.6%を占めており、5 年前に比べて 5.8 ポイント増加した。

図3　経営耕地面積規模別の経営耕地面積割合

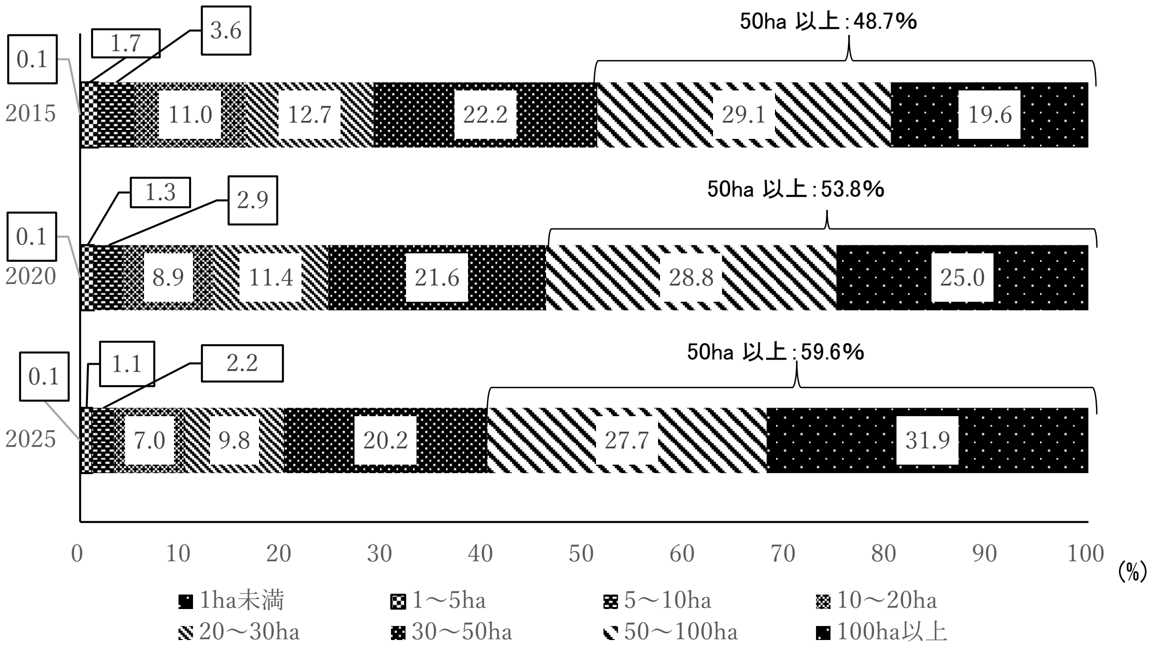

（3）水稲作付面積規模別の農業経営体数

販売目的で水稲を作付けした農業経営体数は 8,514 経営体で、5 年前に比べ 2,329 経営体（21.5％）減少した。

水稲作付面積規模別に農業経営体数の増減率をみると、5 年前に比べ 15ha 以上の層で農業経営体数が増加した。

表4　水稲作付面積規模別の農業経営体数

単位：経営体

区分	計	1ha 未満	1～ 2ha	2～ 3ha	3～ 5ha	5～ 10ha	10～ 15ha	15ha 以上
2015年	13,470	1,017	1,053	1,048	2,100	4,223	2,277	1,752
2020年	10,843	627	735	763	1,538	3,173	2,015	1,992
2025年	**8,514**	**455**	**576**	**548**	**1,101**	**2,212**	**1,568**	**2,054**
構成比（%）								
2015年	-	7.6	7.8	7.8	15.6	31.4	16.9	13.0
2020年	-	5.8	6.8	7.0	14.2	29.3	18.6	18.4
2025年	-	5.3	6.8	6.4	12.9	26.0	18.4	24.1
増減率（%）								
2020年/2015年	△ 19.5	△ 38.3	△ 30.2	△ 27.2	△ 26.8	△ 24.9	△ 11.5	13.7
2025年/2020年	△ 21.5	△ 27.4	△ 21.6	△ 28.2	△ 28.4	△ 30.3	△ 22.2	3.1

図4　水稲作付面積規模別農業経営体数の構成割合

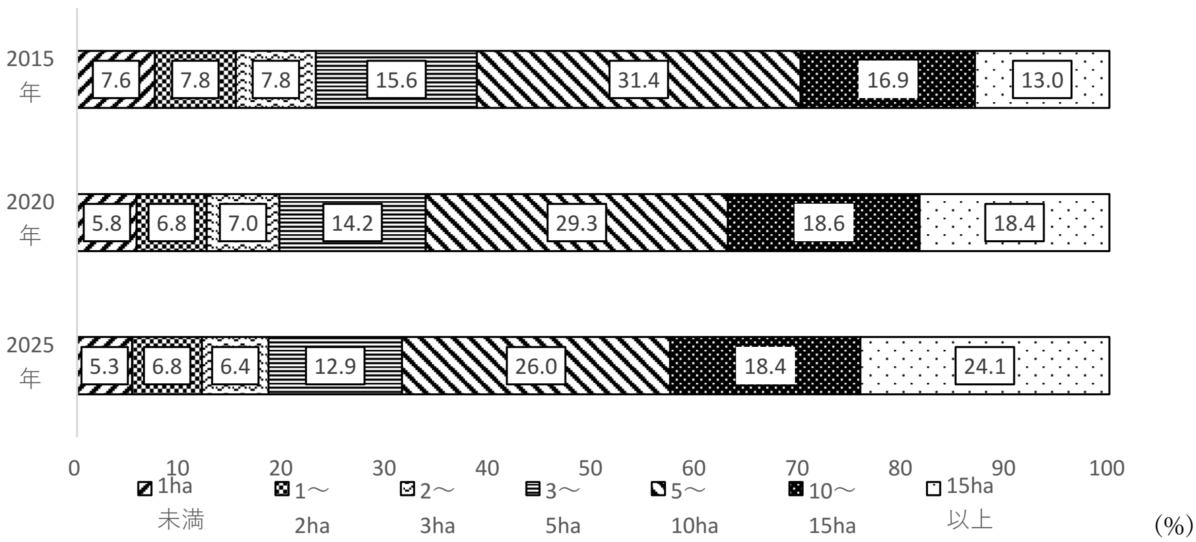

（4）農産物販売規模別経営体数

農業経営体を農産物販売規模別にみると、1,000～3,000 万円層が 7,940 経営体（構成比 27.4%）で最も多く、次いで 3,000～5, 000 万円層の 5,139 経営体（同 17.7%）の順となった。

これを5年前との比較でみると、5,000 万円未満の層で減少しているが、5,000 万円以上の層は増加しており、増減率では 5 億円以上の層（31.2%）が最も大きくなっている。

図5　農産物販売金額規模別農業経営体数の増減率

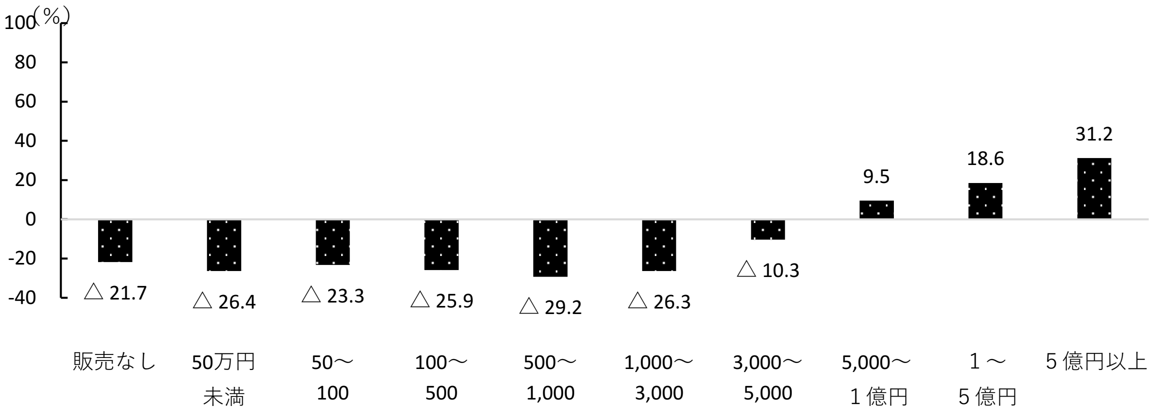

表5　農産物販売金額規模別農業経営体数

単位：経営体

	販売なし	50万円 未満	50～ 100	100～ 500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000～ 1億円	1～ 5億円	5億円以上
2015年	2,227	1,863	1,267	5,780	5,557	13,864	5,778	3,084	1,161	133
2020年	1,372	1,273	1,052	4,319	4,274	10,776	5,728	4,244	1,609	266
2025年	**1,074**	**937**	**807**	**3,199**	**3,025**	**7,940**	**5,139**	**4,647**	**1,908**	**349**
構成比（%）										単位：%
2015年	5.5	4.6	3.1	14.2	13.6	34.1	14.2	7.6	2.9	0.3
2020年	3.9	3.6	3.0	12.4	12.2	30.9	16.4	12.2	4.6	0.8
2025年	3.7	3.2	2.8	11.0	10.4	27.4	17.7	16.0	6.6	1.2
増減率（%）										単位：%
2020年/2015年	△ 38.4	△ 31.7	△ 17.0	△ 25.3	△ 23.1	△ 22.3	△ 0.9	37.6	38.6	100.0
2025年/2020年	△ 21.7	△ 26.4	△ 23.3	△ 25.9	△ 29.2	△ 26.3	△ 10.3	9.5	18.6	31.2

（5）農産物販売金額１位の部門別経営体数

農産物販売金額 1 位の部門別に農業経営体の構成割合をみると、稲作が 24.3％、畜産が 22.2％、その他（花き・花木を含む）・工芸農作物が 6.9％となり、それぞれ 5 年前に比べ 1.0 ポイント、1.1 ポイント、0.6 ポイント下降した。また、麦類作が 6.2％、雑穀・いも類・豆類が 16.4％、施設野菜が 8.3％となり、それぞれ 5 年前に比べ 0.7 ポイント、1.2 ポイント、0.4 ポイント上昇した。

図６ 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数の構成割合

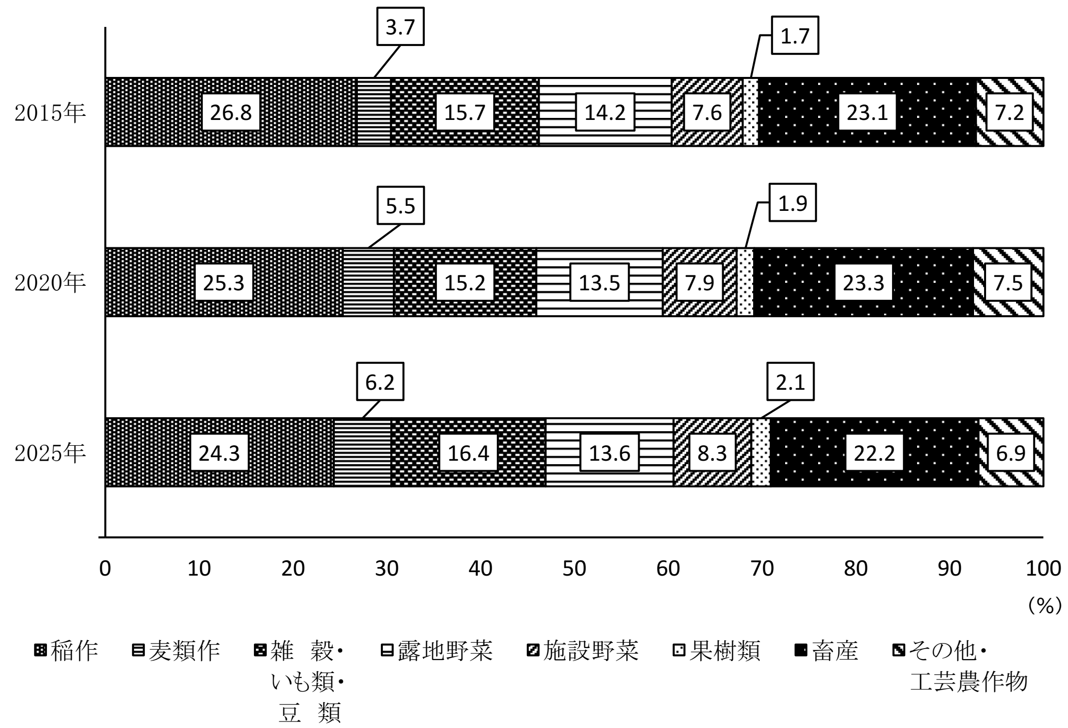

（6）経営耕地面積

農業経営体の経営耕地面積は 978,025ha で前回に比べ 4.9％減少した。

これを耕地種類別にみると、田が 175,240ha（構成比 17.9％）で前回に比べ 3.0％の減少、畑が 800,535ha（同 81.9％）で 5.3％の減少、樹園地が 2,250ha（同 0.2％）で 5.6％減少した。

表6　耕地種類別経営耕地面積

単位：ha

	計	田	畑	樹園地
2015年	1,050,451	209,722	838,160	2,569
2020年	1,028,421	180,616	845,422	2,384
2025年	**978,025**	**175,240**	**800,535**	**2,250**
構成比（％）			単位：％	
2015年	100.0	20.0	79.8	0.2
2020年	100.0	17.6	82.2	0.2
2025年	100.0	17.9	81.9	0.2
増減率（％）			単位：％	
2020年/2015年	△ 2.1	△ 13.9	0.9	△ 7.2
2025年/2020年	△ 4.9	△ 3.0	△ 5.3	△ 5.6

（7）農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）

農業経営体のうち個人経営体を所得依存度別にみると、主業経営体は 17,941 経営体で 5 年前に比べ 3,969 経営体の減少、準主業経営体は 622 経営体で 226 経営体の減少、副業的経営体（主業経営体以外と準主業経営体以外）は 6,043 経営体で 1,765 経営体の減少となった。

この結果、個人経営体の農業経営体に占める割合は、主業経営体が 72.9％、準主業経営体が 2.5％、副業的経営体が 24.6％となった。

図7　主副業別農業経営体数（個人経営体）

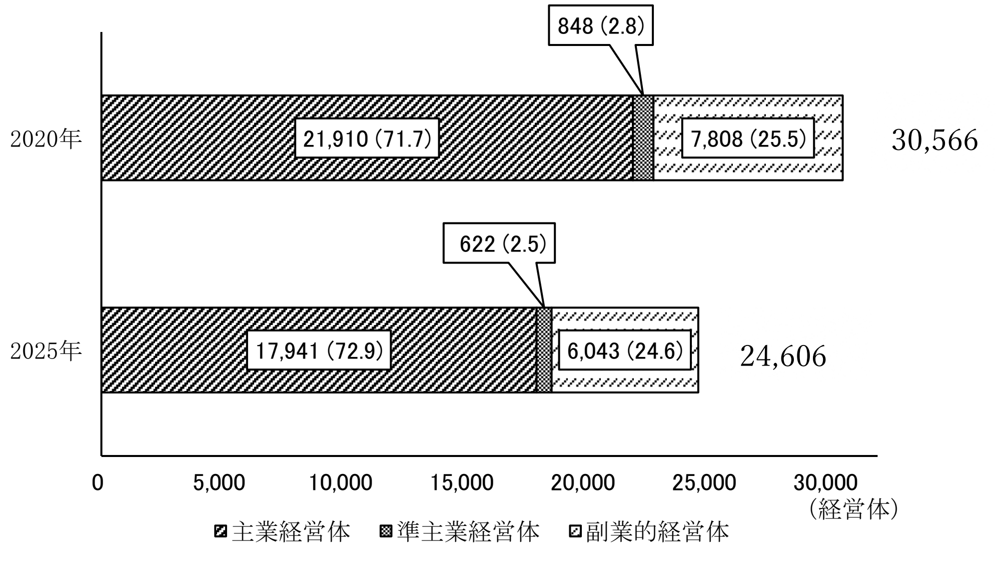

（注）：（　）内は個人経営体数に占める割合である。

(8)基幹的農業従事者数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者(自営農業を主な仕事としている世帯員)は57,200 人で、5 年前に比べ 13,443 人(19%)減少した。

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者に 65 歳以上が占める割合は 42%となり、5 年前に比べ 1.5 ポイント上昇した。

図8 年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体)の構成

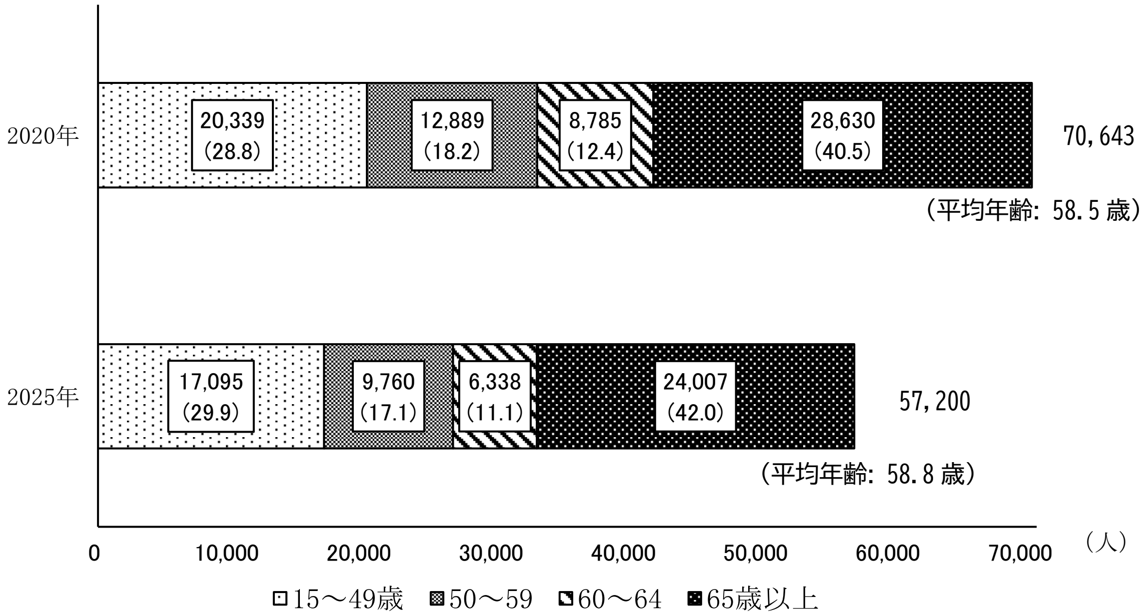

(注):( )内は個人経営体に占める割合である。

年齢階層別に基幹的農業従事者の推移をみると、5年前と比べ、75～79 歳を除く全ての階層で減少した。

図9 基幹的農業従事者数(個人経営体)の推移

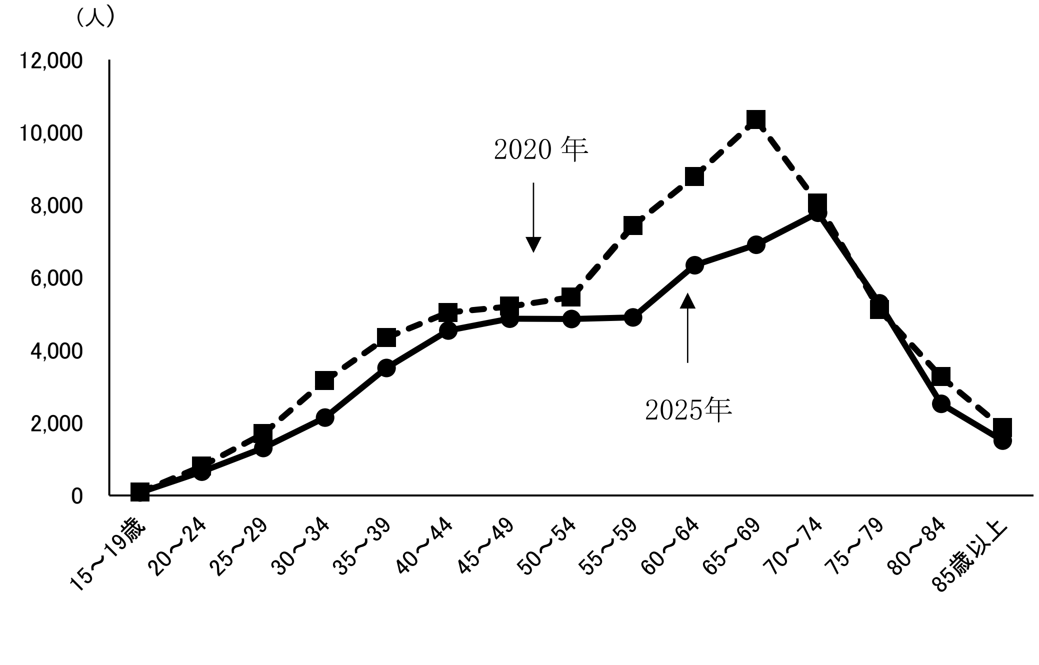

3　林業経営体

（1）保有山林面積規模別林業経営体の構成割合

保有山林面積規模別に林業経営体の構成割合をみると、10ha 未満が 41.3％、次いで 10～20ha が 22.2％、20～30ha が 8.9％となった。

この結果、5 年前に比べ 30ha 以上の各階層で構成割合が高くなっている。

図10　保有山林面積規模別林業経営体の構成割合

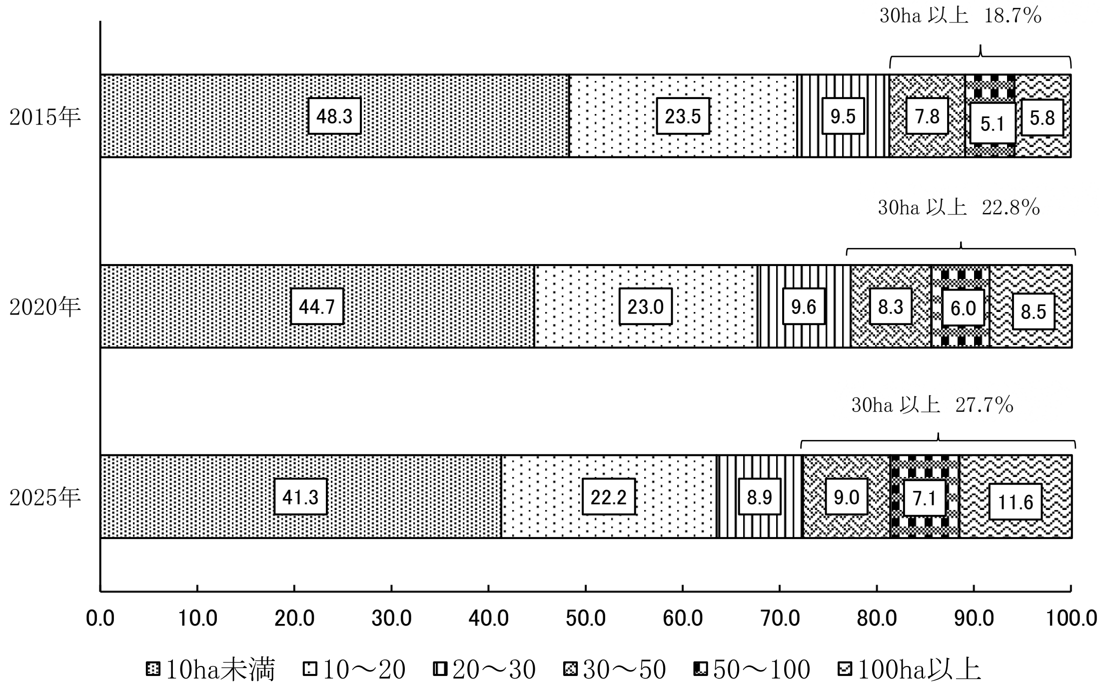

（注）：「10ha 未満」には保有山林面積が 0 の客体を含む。

統　計　表 【概数値】
（北海道、総合振興局・振興局別）

第1表　農林業経営体数

（単位：経営体）

	農林業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	林業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
全道計	31,071	26,103	4,968	4,700	29,025	24,606	4,419	4,221	3,018	2,362	656	580
空知総合振興局	4,843	4,161	682	646	4,776	4,128	648	619	116	75	41	34
石狩振興局	1,826	1,556	270	260	1,790	1,538	252	245	49	30	19	16
後志総合振興局	1,855	1,637	218	207	1,827	1,630	197	189	44	19	25	22
胆振総合振興局	1,500	1,272	228	218	1,402	1,204	198	191	146	114	32	28
日高振興局	1,397	1,006	391	377	1,286	936	350	342	202	146	56	49
渡島総合振興局	1,292	1,135	157	141	1,223	1,106	117	110	101	55	46	36
檜山振興局	868	792	76	73	769	710	59	57	154	135	19	18
上川総合振興局	5,097	4,439	658	616	4,608	4,050	558	531	673	561	112	96
留萌振興局	776	683	93	82	613	539	74	67	248	223	25	21
宗谷総合振興局	641	531	110	105	556	469	87	84	121	97	24	22
オホーツク総合振興局	3,797	3,085	712	663	3,472	2,838	634	590	467	371	96	90
十勝総合振興局	4,965	4,137	828	793	4,646	3,904	742	715	481	373	108	99
釧路総合振興局	1,037	824	213	197	892	713	179	167	199	156	43	39
根室振興局	1,177	845	332	322	1,165	841	324	314	17	7	10	10

（注） 農業と林業の両方を行っている経営体は、それぞれに計上している。

第2表　組織形態別農業経営体数

（単位：経営体）

	経営体数合計	法人化している 計	農事組合法人	会社 小計	株式会社	合名・合資会社	合同会社	相互会社
全道計	29,025	4,221	280	3,730	3,470	9	251	－
空知総合振興局	4,776	619	39	560	520	－	40	－
石狩振興局	1,790	245	22	212	191	1	20	－
後志総合振興局	1,827	189	11	164	156	1	7	－
胆振総合振興局	1,402	191	7	171	164	1	6	－
日高振興局	1,286	342	12	321	302	1	18	－
渡島総合振興局	1,223	110	3	103	97	－	6	－
檜山振興局	769	57	2	51	49	－	2	－
上川総合振興局	4,608	531	59	446	402	1	43	－
留萌振興局	613	67	6	57	52	－	5	－
宗谷総合振興局	556	84	4	73	57	1	15	－
オホーツク総合振興局	3,472	590	45	517	481	2	34	－
十勝総合振興局	4,646	715	54	631	606	－	25	－
釧路総合振興局	892	167	9	138	130	1	7	－
根室振興局	1,165	314	7	286	263	－	23	－

（注） 株式会社には、特例有限会社を含む。

	法人化している 各種団体 小計	農協	森林組合	その他の各種団体	その他の法人	地方公共団体・財産区	法人化していない	個人経営体	任意団体
全道計	129	108	1	20	82	49	24,755	24,606	149
空知総合振興局	10	9	－	1	10	2	4,155	4,128	27
石狩振興局	2	1	－	1	9	1	1,544	1,538	6
後志総合振興局	10	8	－	2	4	4	1,634	1,630	4
胆振総合振興局	5	5	－	－	8	2	1,209	1,204	5
日高振興局	4	2	－	2	5	4	940	936	4
渡島総合振興局	－	－	－	－	4	4	1,109	1,106	3
檜山振興局	2	2	－	－	2	－	712	710	2
上川総合振興局	17	14	1	2	9	5	4,072	4,050	22
留萌振興局	3	3	－	－	1	－	546	539	7
宗谷総合振興局	4	4	－	－	3	－	472	469	3
オホーツク総合振興局	25	19	－	6	3	10	2,872	2,838	34
十勝総合振興局	21	17	－	4	9	12	3,919	3,904	15
釧路総合振興局	8	6	－	2	12	3	722	713	9
根室振興局	18	18	－	－	3	2	849	841	8

第3表　経営耕地面積規模別農業経営体数

（単位：経営体）

	経営体数計	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0
全道計	29,025	694	460	620	918	758	545	1,097
空知総合振興局	4,776	52	46	64	115	116	99	154
石狩振興局	1,790	38	33	73	125	92	60	104
後志総合振興局	1,827	29	66	84	148	128	85	152
胆振総合振興局	1,402	44	40	43	91	77	46	110
日高振興局	1,286	41	34	36	59	45	28	64
渡島総合振興局	1,223	36	51	65	92	76	48	112
檜山振興局	769	7	20	44	39	13	32	44
上川総合振興局	4,608	80	79	101	131	111	88	219
留萌振興局	613	18	6	7	16	13	9	21
宗谷総合振興局	556	23	1	2	9	2	4	4
オホーツク総合振興局	3,472	91	37	50	39	33	25	47
十勝総合振興局	4,646	121	35	45	41	30	14	52
釧路総合振興局	892	46	10	6	9	15	5	7
根室振興局	1,165	68	2	－	4	7	2	7

	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100 ～ 150	150.0ha以上
全道計	1,656	3,013	4,672	3,896	5,179	4,039	846	632
空知総合振興局	259	708	1,300	903	673	227	41	19
石狩振興局	135	234	318	249	209	95	16	9
後志総合振興局	190	253	302	161	160	54	8	7
胆振総合振興局	97	217	234	152	128	95	18	10
日高振興局	105	205	289	155	121	80	7	17
渡島総合振興局	198	202	146	54	81	39	11	12
檜山振興局	58	137	140	76	87	54	14	4
上川総合振興局	377	652	1,022	673	569	377	74	55
留萌振興局	29	79	142	82	71	84	18	18
宗谷総合振興局	7	15	14	22	66	239	82	66
オホーツク総合振興局	89	137	443	692	1,103	513	80	93
十勝総合振興局	86	128	266	636	1,710	1,245	130	107
釧路総合振興局	13	25	33	28	118	362	129	86
根室振興局	13	21	23	13	83	575	218	129

第4表 水稲作付面積規模別の農業経営体数

（単位：経営体）

	作 付 経営体数計	0.1ha未満	0.1 ～ 0.3	0.3 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5
全道計	8,514	11	75	116	253	333
空知総合振興局	3,204	3	13	23	56	83
石狩振興局	703	1	4	8	15	32
後志総合振興局	555	1	5	10	20	27
胆振総合振興局	514	3	13	31	56	41
日高振興局	197	－	2	8	20	16
渡島総合振興局	456	－	9	14	36	44
檜山振興局	412	1	7	7	14	17
上川総合振興局	2,071	2	19	13	32	62
留萌振興局	292	－	2	2	－	7
宗谷総合振興局	－	－	－	－	－	－
オホーツク総合振興局	105	－	1	－	3	4
十勝総合振興局	4	－	－	－	1	－
釧路総合振興局	－	－	－	－	－	－
根室振興局	1	－	－	－	－	－

	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 7.5	7.5 ～ 10.0	10.0 ～ 15.0	15.0ha以上
全道計	243	548	1,101	1,203	1,009	1,568	2,054
空知総合振興局	58	147	345	434	365	706	971
石狩振興局	15	38	100	116	132	142	100
後志総合振興局	27	55	110	87	69	73	71
胆振総合振興局	25	49	71	60	42	58	65
日高振興局	3	17	44	45	17	13	12
渡島総合振興局	31	65	82	57	41	46	31
檜山振興局	17	41	73	77	41	50	67
上川総合振興局	55	117	233	275	243	386	634
留萌振興局	7	9	21	29	44	86	85
宗谷総合振興局	－	－	－	－	－	－	－
オホーツク総合振興局	4	9	21	23	14	8	18
十勝総合振興局	1	1	－	－	1	－	－
釧路総合振興局	－	－	－	－	－	－	－
根室振興局	－	－	1	－	－	－	－

第5表 経営耕地面積規模別面積

（単位：ha）

	面積計	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0
全道計	978,025	76	225	626	893	921	2,621
空知総合振興局	96,994	8	24	79	142	169	368
石狩振興局	31,409	5	26	83	107	101	245
後志総合振興局	25,085	10	30	100	149	140	359
胆振総合振興局	25,187	6	16	61	88	80	258
日高振興局	27,854	6	13	38	53	47	156
渡島総合振興局	17,076	8	23	66	91	81	267
檜山振興局	14,311	4	15	27	15	54	107
上川総合振興局	117,901	13	37	92	133	150	541
留萌振興局	22,318	1	3	11	15	15	49
宗谷総合振興局	51,804	0	1	6	3	6	8
オホーツク総合振興局	138,216	7	18	26	38	42	112
十勝総合振興局	223,491	6	17	27	34	23	118
釧路総合振興局	74,694	2	2	6	17	8	16
根室振興局	111,685	0	－	3	8	3	16

	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100.0～150.0	150.0ha以上
全道計	6,402	21,748	68,101	95,943	197,545	271,185	99,159	212,579
空知総合振興局	1,019	5,178	19,294	22,039	24,972	14,827	5,025	3,849
石狩振興局	523	1,689	4,649	6,124	7,817	6,009	1,914	2,116
後志総合振興局	715	1,795	4,243	3,873	5,914	3,539	897	3,320
胆振総合振興局	377	1,552	3,295	3,692	4,794	6,201	2,179	2,588
日高振興局	419	1,525	4,085	3,727	4,399	5,135	806	7,444
渡島総合振興局	749	1,403	1,961	1,272	3,027	2,470	1,306	4,352
檜山振興局	221	978	1,949	1,859	3,251	3,482	1,574	774
上川総合振興局	1,465	4,765	14,807	16,524	21,427	25,333	8,593	24,022
留萌振興局	114	573	2,107	1,959	2,752	5,785	2,095	6,839
宗谷総合振興局	28	101	189	565	2,674	17,208	9,463	21,552
オホーツク総合振興局	333	984	6,785	17,233	42,055	33,148	9,413	28,021
十勝総合振興局	337	899	3,979	16,089	66,418	80,339	15,407	39,796
釧路総合振興局	49	166	462	686	4,695	26,059	15,335	27,190
根室振興局	52	141	295	301	3,348	41,649	25,152	40,715

表6 農産物販売金額規模別農業経営体数

(単位:経営体)

	経営体数計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000
全道計	29,025	1,074	937	807	1,712	1,487	3,025	7,940
空知総合振興局	4,776	120	161	128	268	251	617	1,846
石狩振興局	1,790	89	131	100	166	137	241	523
後志総合振興局	1,827	41	97	72	184	161	232	579
胆振総合振興局	1,402	62	70	53	118	107	215	429
日高振興局	1,286	119	47	41	79	62	162	405
渡島総合振興局	1,223	40	50	62	140	125	193	343
檜山振興局	769	43	32	29	88	74	137	218
上川総合振興局	4,608	128	197	174	345	302	639	1,484
留萌振興局	613	22	30	22	45	38	78	207
宗谷総合振興局	556	25	19	14	26	19	22	80
オホーツク総合振興局	3,472	92	41	42	81	63	158	742
十勝総合振興局	4,646	124	34	47	98	96	230	847
釧路総合振興局	892	79	19	16	39	34	51	133
根室振興局	1,165	90	9	7	35	18	50	104

	3,000～5,000	5,000万～1億	1億円以上					
			小計	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円以上
全道計	5,139	4,647	2,257	1,142	499	171	96	349
空知総合振興局	908	396	81	46	18	6	4	7
石狩振興局	191	149	63	30	9	5	1	18
後志総合振興局	245	158	58	34	9	2	1	12
胆振総合振興局	169	113	66	31	11	1	4	19
日高振興局	162	132	77	39	15	6	4	13
渡島総合振興局	128	95	47	16	6	3	4	18
檜山振興局	80	53	15	10	3	－	－	2
上川総合振興局	717	438	184	83	44	14	13	30
留萌振興局	89	54	28	16	8	－	3	1
宗谷総合振興局	108	159	84	43	23	5	4	9
オホーツク総合振興局	935	949	369	215	69	28	10	47
十勝総合振興局	1,092	1,414	664	331	139	50	30	114
釧路総合振興局	125	191	205	92	52	22	10	29
根室振興局	190	346	316	156	93	29	8	30

表7　農産物販売金額1位の部門別経営体数

（単位：経営体）

	経営体数計	稲　作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木
全道計	27,951	6,804	1,722	4,595	626	3,814	2,319	574	458
空知総合振興局	4,656	2,824	373	314	15	426	356	71	133
石狩振興局	1,701	546	152	139	16	435	104	41	83
後志総合振興局	1,786	396	5	366	8	239	366	286	14
胆振総合振興局	1,340	286	30	143	11	246	230	38	33
日高振興局	1,167	94	－	8	3	17	264	1	49
渡島総合振興局	1,183	244	4	81	2	268	262	41	53
檜山振興局	726	310	7	146	1	71	66	7	6
上川総合振興局	4,480	1,781	201	686	45	688	517	38	45
留萌振興局	591	272	37	42	5	15	31	30	7
宗谷総合振興局	531	－	－	4	－	－	1	1	1
オホーツク総合振興局	3,380	48	296	895	371	856	49	10	12
十勝総合振興局	4,522	2	616	1,735	146	519	51	9	16
釧路総合振興局	813	－	－	16	2	25	21	1	3
根室振興局	1,075	1	1	20	1	9	1	－	3

	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の畜産
全道計	845	4,250	1,146	109	83	1	605
空知総合振興局	51	40	32	6	8	－	7
石狩振興局	54	81	24	9	11	－	6
後志総合振興局	26	40	12	13	12	－	3
胆振総合振興局	59	70	139	13	15	－	27
日高振興局	57	93	172	10	1	－	398
渡島総合振興局	45	101	54	14	7	1	6
檜山振興局	13	48	42	2	2	－	5
上川総合振興局	152	204	83	13	8	－	19
留萌振興局	20	106	21	－	－	－	5
宗谷総合振興局	65	429	23	－	1	－	6
オホーツク総合振興局	111	584	118	7	3	－	20
十勝総合振興局	129	926	295	19	9	－	50
釧路総合振興局	39	587	73	2	5	－	39
根室振興局	24	941	58	1	1	－	14

表8　耕地種類別農業経営体数及び耕地面積

	経営耕地のある経営体数	経営耕地総面積	田		畑		樹園地		1経営体当たりの経営耕地面積
			田のある経営体数	経営耕地面積	畑のある経営体数	経営耕地面積	樹園地のある経営体数	経営耕地面積	
	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	ha
全道計	28,331	978,025	11,555	175,240	24,570	800,535	1,043	2,250	34.5
空知総合振興局	4,724	96,994	4,074	77,273	3,341	19,334	143	386	20.5
石狩振興局	1,752	31,409	973	15,303	1,467	16,017	86	89	17.9
後志総合振興局	1,798	25,085	640	6,134	1,386	18,040	428	912	14.0
胆振総合振興局	1,358	25,187	709	6,585	1,199	18,394	98	208	18.5
日高振興局	1,245	27,854	286	1,673	1,190	26,162	11	19	22.4
渡島総合振興局	1,187	17,076	550	3,913	1,034	13,050	61	113	14.4
檜山振興局	762	14,311	557	6,602	608	7,646	21	63	18.8
上川総合振興局	4,528	117,901	3,161	48,979	3,568	68,743	87	178	26.0
留萌振興局	595	22,318	374	6,105	450	16,129	40	85	37.5
宗谷総合振興局	533	51,804	1	2	532	51,802	－	－	97.2
オホーツク総合振興局	3,381	138,216	169	1,751	3,346	136,428	29	37	40.9
十勝総合振興局	4,525	223,491	56	830	4,512	222,503	35	159	49.4
釧路総合振興局	846	74,694	3	65	842	74,628	4	1	88.3
根室振興局	1,097	111,685	2	25	1,095	111,660	－	－	101.8

第9表　農業所得依存度別経営体数(旧主副業別経営体数)

（単位：経営体）

	経営体数計	農業所得主経営体			農外所得主経営体		
		主業経営体	65歳未満の農業専従者がいる	主業経営体以外	準主業経営体	65歳未満の農業専従者がいる	準主業経営体以外
全道計	24,606	17,941	17,424	5,144	622	425	899
空知総合振興局	4,128	2,960	2,853	970	74	48	124
石狩振興局	1,538	940	899	337	111	75	150
後志総合振興局	1,630	1,016	980	464	74	47	76
胆振総合振興局	1,204	743	710	339	52	38	70
日高振興局	936	610	605	257	28	20	41
渡島総合振興局	1,106	685	661	316	53	38	52
檜山振興局	710	387	355	237	28	8	58
上川総合振興局	4,050	2,688	2,574	1,081	91	63	190
留萌振興局	539	359	338	148	14	11	18
宗谷総合振興局	469	390	382	55	6	6	18
オホーツク総合振興局	2,838	2,474	2,430	307	22	18	35
十勝総合振興局	3,904	3,367	3,326	467	35	24	35
釧路総合振興局	713	569	560	102	18	16	24
根室振興局	841	753	751	64	16	13	8

第10表　年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体)

（単位：経営体）

	男女計	男	女	年齢階層別						
				15 ～ 19歳	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49
全道計	57,200	33,332	23,868	82	658	1,305	2,140	3,507	4,539	4,864
空知総合振興局	9,344	5,552	3,792	9	78	201	296	542	673	776
石狩振興局	3,307	1,937	1,370	1	17	65	119	166	215	237
後志総合振興局	3,419	1,964	1,455	7	26	62	81	183	275	255
胆振総合振興局	2,537	1,431	1,106	2	18	44	96	124	167	156
日高振興局	1,955	1,120	835	2	15	29	61	92	151	174
渡島総合振興局	2,368	1,310	1,058	3	21	41	66	91	143	168
檜山振興局	1,377	808	569	2	7	18	31	48	102	90
上川総合振興局	8,796	5,159	3,637	8	83	149	257	479	616	779
留萌振興局	1,120	661	459	−	11	21	39	60	76	90
宗谷総合振興局	1,052	643	409	1	17	36	83	88	123	81
オホーツク総合振興局	7,511	4,422	3,089	9	114	210	327	525	657	720
十勝総合振興局	10,607	6,117	4,490	26	176	318	500	790	954	962
釧路総合振興局	1,711	986	725	8	32	52	86	145	169	144
根室振興局	2,096	1,222	874	4	43	59	98	174	218	232

	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85歳以上
全道計	4,856	4,904	6,338	6,906	7,780	5,290	2,522	1,509
空知総合振興局	721	796	1,047	1,191	1,384	946	443	241
石狩振興局	252	288	345	391	471	362	241	137
後志総合振興局	273	280	309	396	553	387	204	128
胆振総合振興局	211	211	281	300	371	293	154	109
日高振興局	166	179	206	263	287	185	85	60
渡島総合振興局	186	209	255	304	354	281	145	101
檜山振興局	87	85	130	192	269	179	96	41
上川総合振興局	700	706	930	1,053	1,396	982	431	227
留萌振興局	86	88	147	136	150	122	48	46
宗谷総合振興局	69	90	151	132	101	47	17	16
オホーツク総合振興局	724	695	905	875	860	522	225	143
十勝総合振興局	980	948	1,199	1,219	1,188	789	354	204
釧路総合振興局	171	143	201	204	190	101	42	23
根室振興局	230	186	232	250	206	94	37	33

第11表 保有山林面積規模別林業経営体数

（単位：経営体）

	経営体数計	保有山林 なし	3ha未満	３ ～ ５	５ ～ 10	10 ～ 20
全道計	3,018	98	26	420	701	671
空知総合振興局	116	7	2	18	25	28
石狩振興局	49	3	－	6	8	7
後志総合振興局	44	2	2	3	6	10
胆振総合振興局	146	6	3	11	32	37
日高振興局	202	7	1	20	58	36
渡島総合振興局	101	5	6	16	22	14
檜山振興局	154	3	2	30	42	38
上川総合振興局	673	15	2	139	213	146
留萌振興局	248	3	1	23	58	72
宗谷総合振興局	121	2	－	9	21	25
オホーツク総合振興局	467	11	1	65	108	108
十勝総合振興局	481	20	2	60	82	110
釧路総合振興局	199	9	4	19	23	37
根室振興局	17	5	－	1	3	3

	20 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 100	100 ～ 500	500～1,000	1,000ha以上
全道計	269	271	213	197	58	94
空知総合振興局	5	4	5	13	2	7
石狩振興局	5	7	4	2	3	4
後志総合振興局	2	1	2	5	3	8
胆振総合振興局	16	12	7	14	3	5
日高振興局	18	27	11	16	3	5
渡島総合振興局	9	6	7	6	－	10
檜山振興局	11	10	10	4	2	2
上川総合振興局	45	41	23	23	10	16
留萌振興局	27	22	26	11	1	4
宗谷総合振興局	13	17	11	14	6	3
オホーツク総合振興局	40	48	38	32	6	10
十勝総合振興局	48	54	42	37	12	14
釧路総合振興局	29	22	26	19	5	6
根室振興局	1	－	1	1	2	－

【調査の概要】

1　調査の目的

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として、我が国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2　調査の根拠法令

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づいて実施している。

3　調査の対象

農林業経営体調査は、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」を対象とする。（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）

農林業経営体の定義は別紙「用語の解説」を参照。

4　調査期日

2025 年農林業センサスは、令和７年（2025 年）２月１日現在で実施した。

5　調査の方法

農林業経営体調査は、農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象（農林業経営体）の実施系統で行う調査員調査で、統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンライン（農林水産省共通申請サービス（eMAFF））により回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法により行った。

なお、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

6　用語の説明

別紙「用語の解説」

7　利用上の注意

(1)　表中に使用した記号は次のとおりである。

「０」：単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）

「－」：調査は行ったが事実のないもの。

(2)　統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

連絡先：北海道総合政策部計画局
統計課経済統計係
電話（代表）011-231-4111（内線 23-688）
（直通）011-204-5145

（別紙）

用語の解説

【農林業経営体調査】

1　農林業経営体

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1)　経営耕地面積が30ａ以上の規模の農業 (2)　農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積　15　ａ ②施設野菜栽培面積　350　㎡ ③果樹栽培面積　10　ａ ④露地花き栽培面積　10　ａ ⑤施設花き栽培面積　250　㎡ ⑥搾乳牛飼養頭数　1　頭 ⑦肥育牛飼養頭数　1　頭 ⑧豚飼養頭数　15　頭 ⑨採卵鶏飼養羽数　150　羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数　1,000　羽 ⑪その他　調査期日前１年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3)　権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が３ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前５年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。） (4)　農作業の受託の事業 (5)　委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前１年間に200㎥以上の素材を生産した者に限る。）
農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。

２　組織形態別

法人化している経営体 （法人経営体）	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成７年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第３セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、ＮＰＯ法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
任意団体	法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当する。

３　労働力等

経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。 構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。 なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
後継者	農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の３親等内（１親等：父、母、子　２親等：祖父母、孫、兄弟姉妹　３親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。
親族以外の経営内部の人材	農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。
経営外部の人材	上記以外の者をいう。
雇用者	農作業（林業作業）のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	あらかじめ、年間７か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で農作業（林業作業）のために雇った人をいう。 年間７か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い・季節雇いなど、農作業（林業作業）のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。 なお、酪農ヘルパーなど、農作業を委託した場合の労働は含まない。 また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農作業（林業作業）に従事した場合及び「常雇い」として７か月以上の契約で雇った人が７か月未満で辞めた場合を含む。

4　土地

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

(1)　他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。

(2)　請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。

(3)　耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

(4)　委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

(5)　調査期日前１年間に１作しか行われなかった耕地で、その１作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

(6)　共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

(7)　協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

(8)　他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

(1)　耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の２割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。

(2)　災害や労力の都合などで調査期日前１年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。

しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはし

なかった。

(3)　新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに１回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

(4)　宅地内でも１ａ以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

(5)　ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。

　また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのこ栽培を行っている敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。

(6)　普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

　なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

(7)　堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

(8)　植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。

(9)　肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

(1)　陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稲を作っている土地）も田とした。

(2)　ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

　なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稲を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが１ａ以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを５年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
畑のうち牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 (1)　牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 (2)　草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借り入れている山林、原野等で、過去１年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。
施設園芸に利用したハウス・ガラス室	ハウスとは、強化プラスチック、ビニール、ポリエチレン、寒冷しゃ等で園地全面を被覆している施設で、そのなかで作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのものをいう（雨よけ程度のものは含めない。）。 ガラス室とは、ガラス（ガラス繊維強化板を含む。）で、全体を被覆している恒久的施設をいう。 ただし、水稲の育苗やきのこ栽培だけに使ったものは除いた。
加温温室	過去１年間に施設園芸に利用したハウス、ガラス室のうち、ボイラー等加熱施設により加温した施設をいう。

５　農業生産

(1)　販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。

作付面積	は種又は植付けしてからおおむね１年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。
栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。

(2)　販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（１週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
和牛と乳用種の交雑種	乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるＦ１牛をいう。 なお、Ｆ１牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたＦ１クロス牛も含む。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している６か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後３か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 肉用種、卵用種は問わない。

６　農産物の販売

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

７　農作業の受託

農作業の受託	農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。

8　農業生産関連事業

農業生産関連事業	自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用している、のいずれかに該当する事業で、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「再生可能エネルギー発電」などが該当する。
農産物の加工	販売を目的として自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 なお、自らが経営に参加していない直売所等で消費者に直接販売している場合は含まない。
観光農園	観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ、又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。
貸農園・体験農園など	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、料金を得ている事業をいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）からの発電に取り組んでいる事業をいう。

9　農業経営の取組

青色申告	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。

正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業をいい、有機JASの認証を受けていない場合も該当する。 なお、以下の取組については有機農業に該当しない。 (1)　科学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」 (2)　化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
気象・市況等のデータを見て農業	新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。）することをいう。
機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析	土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。 (1)　営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。 (2)　可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。 (3)　普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。

10　個人経営体

(1)　農業所得依存度別（旧主副業別）

農業所得主経営体	世帯所得の50％以上が農業所得である個人経営体をいう。
農外所得主経営体	世帯所得の50％未満が農業所得である個人経営体をいう。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50％以上が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50％未満が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

(2)　農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。
農業専従者	調査期日前１年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

11　総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10ａ以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10ａ未満であっても、調査期日前１年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30ａ以上又は調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30ａ未満かつ調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

12　林業経営体

(1)　山林及び林業作業

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林、所在地以外の市区町村等に所有している山林も含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含む。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地（何年間かで利用できる区域が変更されるもの）があれば、それも含む。
保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
他に作業・管理を任せている山林	保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。 ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。
他から作業・管理を任されている山林	保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいう。 ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含まない。
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などをすることをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年２回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。

(2)　素材生産

素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 素材生産量とは丸太の体積のことをいい、一般的には立方メートル（m3）単位で表示する。
立木買いによる素材生産	立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

(3)　林産物の販売

林産物販売金額	過去１年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。
用材	樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。
立木で	立木のまま販売したものをいう。
素材で	立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。
ほだ木用原木	保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。